議第八十一号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事　古　田　　肇

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の項中「、大野町」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提　案　説　明

農地法に基づく農地転用許可等を行う市町村として、大野町が農林水産大臣の指定を受けたことに伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。